

○松阪市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

令和5年10月1日告示第388-5号

改正

令和7年5月22日告示第279号

松阪市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)は、三重県が所管する三重県太陽光発電設備等設置費(個人向け)補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)に基づき自ら所有し居住する住宅に太陽光発電設備等を設置する市民に対しその費用の一部の間接補助を松阪市が行うためのものであり、本市における再生可能エネルギーの利用の促進と温室効果ガスの排出削減を図るとともに、三重県における脱炭素社会の実現を図るためのものである。

(補助金の交付)

第2条 補助金の交付については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。)、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号)、県要綱及び松阪市補助金等交付規則(平成17年松阪市規則第63号。以下「規則」という。)に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助の対象となる設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものであって、それぞれ当該各号に定める条件をすべて満たすものをいう。

(1) 太陽光発電設備

- ア 市販されている製品であること。
- イ 中古設備でないこと。
- ウ リース設備又は第三者所有による設備でないこと。
- エ 増設又は買換えに係る設備でないこと

(2) 蓄電池

- ア 市販されている製品であること。
- イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。
- ウ 中古設備でないこと。
- エ リース設備又は第三者所有による設備でないこと。
- オ 増設又は買換えに係る設備でないこと
- カ 前号に掲げる太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。
- キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ク 定置用であること。
- ケ 20kWh未満の蓄電池であること。
- コ 一般社団法人環境共創イニシアチブにより国の補助対象機器として登録されているものであり、別紙1「蓄電池の仕様」を満たすこと。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

（補助対象者）

第5条 市長は、次の要件の全てを満たす者（以下「補助対象者」という。）から申請があった場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- （1）市内で自ら所有し居住する住宅の屋根に第3条第1号に掲げる設備を設置する者であること。
- （2）第11条に規定する実績報告を行う時点において前号に掲げる住宅の所在地に住所を有し、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による松阪市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- （3）補助対象者及び補助対象者と同一の世帯を構成する者が、松阪市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- （4）補助対象設備について、国や県から他の補助等を受けて補助事業（補助対象者が補助対象設備を第1号に掲げる住宅に設置する工事等のことをいう。以下同じ。）を実施しない者であること。
- （5）発電した電力量の30%以上を、申請した住宅内で自ら消費（以下「自家消費」という。）する者であること。
- （6）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- （7）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- （8）発電した電力量のうち自家消費できない電力を売電する場合にあっては、当該電力に環境価値を紐づけたまま売電することができる者であること。
- （9）電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない者であること。
- （10）国要領別紙2の2ア（ア）の交付要件dのうち補助事業に関連する要件を満たすことができる者であること。
- （11）松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- （1）太陽光発電設備 最大出力（単位をkWとした場合における太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値の小数点以下を切り捨てた値のことをいう。）に1kW当たり7万円を乗じた額とする。ただし、10kWを限度とし、かつ1kW当たりの補助対象経費が7万円を下回る場合は当該下回る額（千円未満切捨）とする。
- （2）蓄電池 蓄電池の価格（工事費込み・税抜）の3分の1の額（千円未満切捨）とする。ただし、1kWh当たり15.5万円（工事費込み・税抜）の3分の1の額（千円未満切捨）を上限とし、10kWhを限度とする。

- 2 補助金を交付することができる回数は、住宅１戸につき１回を限度とする。また、１人につき１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る見積書及び見積金額の内訳が確認できる書類の写し
- (2) 補助対象設備に係る工事の着工前の写真
- (3) 補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）の仕様等が確認できる書類の写し
- (4) 第５条第５号の要件を満たすことを示す発電電力の消費量計画書
- (5) 第５条に掲げる要件を遵守する旨を記載した誓約書
- (6) 第３項ただし書きに該当する場合にあっては、補助対象設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 前項の規定による各年度の交付申請を行うことができる時期は、県要綱の規定に基づき当該年度において三重県が当市に対して行う補助金交付決定の日（以下「県決定日」という。）以後とする。

- 3 申請者は、前項の規定に加え、原則として第１項による交付申請を事業着手（補助事業の発注又は補助事業に係る契約締結を行うことをいう。以下同じ。）前に行わなければならない。ただし、当該年度の県決定日以後に事業着手した場合であって、次条第１項の規定による交付決定日以後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書きの規定は、建売住宅の購入の場合には適用しない。

（補助金の交付決定）

第８条 市長は、前条に規定する申請書等が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は原則として、第１項の規定による通知を受けた日以後でなければ、事業着手してはならない。ただし、前条第３項ただし書きに該当する場合は、この限りでない。

（変更等の承認申請）

第９条 前条第１項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取り下げようとするときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）承認申請書（様式第４号）及び第７条第１項各号に掲げる書類のうち変更があった書類を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金（変更・中止・取下）決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。ただし、前条第１項の規定によ

り交付決定した補助金額に変更がない場合であって、軽微な変更であると市長が認める場合はこの限りでない。

（状況報告）

第10条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して、補助事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助対象設備の設置が完了し、代金を支払い、その引渡しを受けたときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象設備の設置に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し（交付申請時に提出した場合を除く）
- （2）補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類及び当該費用の内訳が確認できる書類の写し
- （3）補助対象設備に係る設置状況写真
- （4）設置した補助対象設備（付帯するパワーコンディショナーを含む。）についてメーカー、型番等が確認できる書類の写し又は補助対象設備設置証明書（様式第7号）
- （5）補助対象設備の保証書の写し及び補助事業が住宅の新築又は建売住宅の購入に伴うものである場合にあっては当該住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し
- （6）一般送配電事業者との発電設備の系統連系に係る契約書などの写し
- （7）余剰電力の売電に係る売電契約書などの写し
- （8）第7条第1項各号に掲げる書類のうち内容等に変更があったもの
- （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 実績報告書は、次のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- （1）前項第5号の保証書に記載された保証開始日又は新築若しくは建売住宅の場合であって当該住宅の引渡しを受けた日のうち、いずれか遅い日から起算して90日を経過する日
- （2）第7条第1項に規定する交付申請書の提出日の属する年度（以下「申請年度」という。）の2月10日（その日が松阪市の休日定める条例（平成17年松阪市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）の場合は、その直後の市の休日でない日）

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、次のいずれか早い日までに、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- （1）前条の額の確定通知を受けた日から起算して30日を経過する日
- （2）申請年度の2月末日（その日が市の休日の場合は、その直前の市の休日でない日）

（財産処分等の制限）

第 14 条 前条の請求に基づき補助金の交付を受けた者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する（以下「財産処分等」という。）ときは、あらかじめ松阪市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書（様式第 10 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、国の承認を経て当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、松阪市太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書（様式第 11 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の再確定）

第 15 条 申請者は、第 12 条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 11 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 12 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第 16 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（関係書類等の保存及び報告）

第 17 条 申請者は、第 19 条に規定する書類の保管期間が経過する日までの間、次の事項が記載又は記録された書類又は電子データを保存しなければならない。

(1) 補助事業の完了日（第 12 条の規定による補助金額の確定通知日のことをいう。以下同じ。）が属する月以降の太陽光発電設備による毎月の発電電力量

(2) 補助事業の完了日が属する月以降の太陽光発電設備による毎月の売電電力量

(3) 補助事業の完了日が属する月以降の申請した住宅における毎月の購入電力量

- 2 申請者は、前項の期間において市長から求めがあった場合は、自家消費割合報告書（様式第 12 号）に前項に定める書類又は電子データの写し等を添付して市長に提出しなければならない。
（現地調査等）

第 18 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者又は補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は、実地での調査を行うことができる。

- 2 前項の場合において、申請者又は補助金の交付を受けた者は、報告及び実地調査に協力しなければならない。

- 3 市長は、前条第 2 項に定めるもののほか補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第 19 条 申請者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、申請年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（終期等）

第 20 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号。）第 5 条の規定により、特別な事情がない限り令和 10 年 3 月 31 日とする。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年度における第 7 条第 2 項に規定する県決定日は、令和 5 年 10 月 1 日に読み替えるものとする。

附 則（令和 7 年 5 月 22 日告示第 279 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別紙1（第3条関係）

蓄電池の仕様

（1）蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

（2）性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。

（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 「JIS C4412」に準拠したものであること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C4412-2」※の規格も可とする。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。